

薬生食基発 0628 第1号 薬生食監発 0628 第 1 号 令和元年6月28日

| 都 道 府 県 | 保健所設置市 | 衛生主管部(局)長 殿 特 別 区 |

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長 (公 印 省 略 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」(平成12 年3月30日付け衛化第15号厚生省生活衛生局食品化学課長通知)の別添「第 2版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第2版 食品中の食品添加物分 析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしくお願いしま す。

記

- 1 通則について、別添1のとおりとする。
- 2 添加物分析法各条に別添2の「安息香酸、ソルビン酸及びそれらの塩類並 びにデヒドロ酢酸ナトリウム」、「オルトフェニルフェノール、オルトフェニ ルフェノールナトリウム、ジフェニル及びチアベンダゾール」及び「トコフ xロール酢酸エステル及び $d-\alpha-$ トコフェロール酢酸エステル | の分析法 を加える。
- 3 添加物分析法各条の「ナイシン」、「ナタマイシン」、「パラオキシ安息香酸 エステル類」、「プロピオン酸及びその塩類」、「亜塩素酸ナトリウム」、「二酸

化硫黄及び亜硫酸塩類」、「イマザリル」、「グリチルリチン酸二ナトリウム」、「ケイ酸マグネシウム」、「ステアロイル乳酸カルシウム及びステアロイル乳酸ナトリウム」、「ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65 及びポリソルベート 80」及び「ナイシン Z」について、別添3のとおり改める。

- 4 添加物分析法各条の「安息香酸及び安息香酸ナトリウム」、「ソルビン酸及びその塩類」、「デヒドロ酢酸ナトリウム」、「オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム」、「ジフェニル」及び「チアベンダゾール」を削除する。
- 5 本通知は、令和元年6月28日から適用すること。ただし、令和2年6月27日までの間は、なお従前の例によることができる。